

児童手当制度の拡充

令和6年10月分（令和6年12月5日支給）から児童手当の制度が変わりました。

《拡充の内容》

	拡充前	拡充後(令和6年10月分から)
0～2歳 	1万5,000円	1万5,000円
3歳～小学生 	1万円	1万円
中学生 	1万円	1万円
高校生 	なし	1万円
支給月 	年3回(2・6・10月)	年6回(偶数月)
第1子として カウントする年齢	18歳年度末まで	22歳年度末まで ※親等の経済的負担のある場合
	所得制限 あり	所得制限 なし

※児童手当または特例給付を受給中の人は、原則申請は不要です。

制度改正による申請が必要な人

- 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している人
- 所得上限限度額を超過し、児童手当（特例給付）を受給していない人
- 児童手当を受給していて、別居している高校生年代の子を養育している人
- 児童手当を受給していて、第3子以上かつ大学生年代の児童を養育している人

令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分まで遡って支給します。まだ申請していない人は、早めに福祉課で申請してください。

（※公務員の人は勤務先で申請してください。）

問い合わせ先

福祉課 ☎ 0859-68-5534



◀ 伯耆町
ホームページ

第6回 伯耆町ガソリン等購入助成券配布事業 生活支援

原油価格および物価高騰の影響を受けている家計を支援するため、町内の取扱店でガソリン等の購入やタクシー利用の際に利用できる助成券を配布します。

対象世帯 令和6年11月1日時点で伯耆町に住民登録のある世帯

配布する助成券 1世帯につき2万円分(1,000円券×20枚つづり)

配布時期・方法 11月下旬から12月中旬にかけて世帯主へ郵送(ゆうパック)

対象商品・サービス ガソリン、軽油、灯油の購入、タクシーの利用

利用方法 利用(給油)前に、店頭の係員に助成券を使用することを伝えてください。

利用期間 助成券を受け取った日から令和7年8月31日(日)まで

問い合わせ先

住民課(ガソリン等購入助成券担当)
☎ 0859-68-5531



◀ 伯耆町
ホームページ